

○経済産業省
国土交通省
環境省
告示第二十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第二条
第二項の規定に基づき、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を
改正する告示を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月十八日

経済産業大臣 甘利 明

国土交通大臣 冬柴 鐵三

環境大臣 鴨下 一郎

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成十八年国土交通省告示第
一号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（燃料の規格）

第3条 規則第2条第2項の燃料は、告示第3条の表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた同
表の右欄に掲げる基準を満たすものとする。ただし、当分の間、次の表の第一欄に掲げる特定特殊
自動車については、同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字

句に読み替えて適用する。

(1 条類)

読み替えに係る 特定特殊自動車	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下の軽油を使用することを前提に製作された特定特殊自動車	告示第3条の表 軽油の項	次のイ又はロの要件を満たすものであること。 イ 脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下 ロ 脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%超5%以下であり、かつ、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 (1) メタノールが質量比0.01%以下 (2) 酸価が0.13以下 (3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が質量比0.003%以下 (4) 酸価の増加量が0.12以下	脂肪酸メチルエステルが質量比0.1%以下